様式１（第５条関係）

**マンションの管理の適正化に関する指針に関する管理計画確認書**

和泉市長あて

申請者（管理者等）の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は

名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

この確認書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

１．マンションの名称

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２．マンションの所在地

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３．防災対策

☐ 次の項目について記載した防災マニュアルを作成・配布している。

※防災マニュアルの写しとともに、配布した事実が確認できる総会の議事録の写し等を添付すること。

□ 対策本部の役割分担と設置条件

□ 避難経路と避難場所が確認できる図面等

□ マンション内避難ができない場合の避難場所について

□ ライフライン（ガス・電気・水道）停止時の対応について

□ 備蓄品リスト（備品・食料など）

□ 居住者及び災害時要援護者の名簿等の作成

□ 災害発生から３日目までの行動計画（地震、風水害）について

□ 安否確認の実施体制について

☐ 年１回以上の防災訓練を実施している。

※防災訓練を実施したことが確認できる書類（実施日時、参加者、実施内容等が明記されたもの）の写しを添付すること。

（注意） １ 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式２（第６条関係）

**マンション管理計画の認定申請取り下げ届**

年 　　月 　　日

和泉市長あて

申請者（管理者等）の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は

名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

次の申請を取り下げたいので、和泉市マンション管理計画の認定等に関する要綱第６条の規定に基づき届け出ます。

記

１．申請年月日 　　年 　　月　 　日

２．申請に係るマンションの名称

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３．申請に係るマンションの所在地

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．理 由

（注意）

１ 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式３（第７条関係）

**認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書**

年 　　月 　　日

和泉市長あて

認定管理者等

申請者（管理者等）の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は

名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

次の認定管理計画に基づく管理認定マンションの管理を取りやめたいので、和泉市マンション管理計画の認定等に関する要綱第７条の規定に基づき申し出ます。

記

以上

１．認定番号 　　第　　　　　　　　　　　　 号

２．認定年月日 　　　年 　　月 　　日

（変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入ください。）

３．認定に係るマンションの名称

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．認定に係るマンションの所在地

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

５．理 由

（注意）

１ 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２ 認定通知書並びに、認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類を添付してください。

ただし、変更認定を受けた場合は、変更認定通知書並びに変更認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類も添付してください。

様式４（第８条関係）

第 　　　　　　　　号

年 　　月 　　日

 　　　　　　　　　様

 和泉市長 　　　印

**マンション管理計画を認定しない旨の通知書**

次の申請にかかるマンション管理計画は、次の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の４に規定する基準に適合しないため、同条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

１．申請年月日　　　　 年 　　月　　 日

２．申請に係るマンションの名称

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３．申請に係るマンションの所在地

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．理 由

（注意）

１この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます。

２この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式５（第９条関係）

**認定管理計画に係る軽微な変更届**

年 　　月 　　日

和泉市長あて

認定管理者等

申請者（管理者等）の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は

名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

次の認定管理計画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の９に規定する軽微な変更について、和泉市マンション管理計画の認定等に関する要綱第９条の規定に基づき届け出ます。

記

１．認定番号 第 　　　　　　　　号

２．認定年月日　　 年　　 月 　　日

（変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入ください。）

３．認定に係るマンションの名称

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．認定に係るマンションの所在地

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

５．変更の内容

（変更しない項目については、「変更内容」欄に「－」をご記入ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 変 更 内 容 |
| 長期修繕計画 | 修繕の内容※１ |  |
| 修繕の実施時期※１ |  |
| 修繕資金計画※２ |  |
| 管理者等※３ |  |
| 監事 |  |
| 規約※４ |  |
| その他 |  |

（※裏面に注意事項の記載あり）

（注意）

１ 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２ 上表中※１については、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わないものに限ります。

３ 上表中※２については、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないものに限ります。

４ 上表中※３については、２以上の管理者等を置く管理組合であって、その一部の管理者等の変更（法第５条の４の認定（法第５条の７第１項の変更の認定を含む。）又は法第５条の６第１項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）に限ります。

５ 上表中※４については、監事の職務及び規則第１条の５第４号に掲げる事項の変更を伴わないものに限ります。

６ 認定申請及び変更認定を行った際の申請書の添付書類のうち変更に係るものを添付してください。

７ 規則第１条の９に規定する軽微な変更に該当しない認定管理計画の変更は、法第５条の７の規定に基づく変更認定申請を行ってください。

様式６（第 11 条関係）

第 　　　　　　　号

年 　　月 　　日

　　　　　　　　　様

 和泉市長 　　　印

**マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８に基づく報告について（依頼）**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８の規定に基づき、次のとおり管理の状況について報告を求めます。

記

１．報告を求めるマンション

（１）認定番号 　　第 　　　　　　　　　号

（２）認定年月日 　　　年　　 月　　 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

（３）認定に係るマンションの名称

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（４）認定に係るマンションの所在地

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２．報告を求める内容

３．報告を求める理由

４．提出期限及び報告先等

（１）提出期限：

（２）報 告 先：和泉市府中町二丁目７番５号

　　　　　　　　和泉市都市デザイン部建築住宅室　住宅政策担当

（注意）

１ 報告内容に疑義等がある場合は、別途補足説明を求めることがあります。

様式７（第 11 条関係）

**管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書**

年 　　月 　　日

和泉市長あて

 認定管理者等

申請者（管理者等）の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は

名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の８の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求められたため、次のとおり報告します。

記

１．認定番号 　　　第 　　　　　　　　号

２．認定年月日 　　　年　　 月 　　日

（変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入ください。）

３．認定に係るマンションの名称

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．認定に係るマンションの所在地

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

５．報告の内容

（注意）

１ 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２ 和泉市より報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入してください。

３ 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

様式８（第 12 条関係）

第 　　　　　　　　号

年 　　月 　　日

様

 和泉市長 　　　印

**認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書**

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の９の規定に基づき、次のとおり改善の措置を命じます。

記

１．改善の措置を命ずるマンション

（１）認定番号 　　　第 　　　　　　　　　　　号

（２）認定年月日 　　　年 　　月 　　日

（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

（３）認定に係るマンションの名称

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（４）認定に係るマンションの所在地

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２．改善の措置の内容

３．改善の期限

（注意）

１この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます。

２この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式９（第 13 条関係）

第 　　　　　　　号

年 　　月 　　日

　　　　　　　　　様

 和泉市長 　　　印

**認定管理計画の認定取消通知書**

次の認定管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１０第１項の規定により認定を取り消しましたので、同条第２項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

１．認定番号　　　 第 　　　　　　　　　　　　　号

２．認定年月日 　　　年 　　月 　　日

（変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日）

３．認定に係るマンションの名称

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．認定に係るマンションの所在地

　　（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

５．理 由

（注意）

１この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます。

２この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。